

# 俱楽部たより

2016.4

つるま法律俱楽部

昭和区西部いきいき支援センターとのコラボ企画

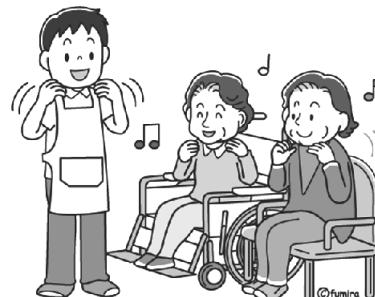
## 福祉＆法律講座

日 時 2016年6月18日（土）午前10時から12時  
場 所 法律事務所会議室  
参加費 300円（法律俱楽部会員は無料）  
定 員 25名（事前に法律事務所へお電話下さい）

### 第1部 「認知症サポーター養成講座」 認知症を理解する

講 師 昭和区西部いきいき支援センター職員

認知症サポーター養成講座の出張講座です。この講座は認知症に関心のある方が、認知症を正しく理解することで、地域での理解やちょっとした手助けや温かい見守りを通して、認知症になっても住み慣れた地域でずっと暮らせるまちづくりを進めることを目的とするものです。



### 第2部 認知症JR事故訴訟を考える

講 師 弁護士 小島 高志 ・ 司法書士・社会福祉士 天野 熊

愛知県を舞台にして争われた認知症JR事故訴訟。その最高裁判所判決が今年の3月に出されました。この事件は認知症の高齢者の事故に対して、介護している家族はどこまで責任を負うのかが争点でした。最高裁は1審（名古屋地裁）、2審（名古屋高裁）が認めた家族の責任を否定しました。裁判所は何と言ったのでしょうか。また家族の責任が認められる場合はあるのでしょうか。

今後、ますます増加する認知症をめぐる法律問題を考えます。

## 行事報告

### 1／12 つるま法律俱楽部新年会を行いました。

法律事務所からすぐ近く、地下鉄鶴舞線御器所駅改札口を出て1番出口に上がる階段の横に沖縄料理の店「COTAN」を発見、早速新年会を企画しました。沖縄辺野古視察の報告会の後、沖縄三線と歌を聞きながら沖縄料理をいただき、会員さん同士、交流を深めることができました。



### 2／7 日帰り平和バスツアー

#### ～豊川海軍工廠跡地を歩く見学会&いちご狩り＆豊川稻荷～

「東洋一の兵器工場」と言われた豊川海軍工廠の跡地を歩く見学会に参加しました。広大な敷地内には当時（1939年～1945年）の爆撃時のまま放置された弾薬庫や防空壕など空襲の傷跡がそのまま残っていました。この生々しい悲惨な戦跡を保存し資料館の建設を実現するために保存会の方達はこれからも見学会を続け、多くの人に知ってもらいたいとお話されていました。平和の大切さを再認識し、美味しいいちごを食べ歴史も学び、充実したバスツアーでした。



### 会員リンク



皆様、はじめまして。私、今年正式に当つるま法律俱楽部に入会した能登正嗣と申します。

岡田姐さんから各種のイベントや新年会などに誘われて参加しているうちにズルズルとの団式です。（失礼）

でも何も反省している訳ではなく、とても楽しんでいます。私は言い遅れましたが昭和18年生まれの医師です。もう40年近くも御器所交差点近く、旧勧銀となりで開業しています。科は肛門科といって消化管の1番出口を専門にしています。地下鉄では4番出口が近いです。（あっこれは余分。）私、医師と歯科医師で組織する愛知県保健医協会に所属しており、ここで新聞と共に済関係そして平和活動に従事。この平和活動で昭和区九条の会が鶴舞法律事務所との接点です。

昨年は国会議事堂前へ単独で6月8日に気勢を挙げてきました。そして横須賀厚木も見てきました。結果はご存じのとおりですがまだまだ日本には平和への強い希求があります。みんな日本が好きだと思います。

難しい固い話はここまでにして、私の趣味は釣りと短歌。釣りは海へ、夜に近くでは金城埠頭、遠くは富山高岡まで行きます。短歌は写実派で自然、人生を詠います。平和への願いを込めたものも多くあります。そのひとつを披露して稿を終えます。

「孫子まで 話が及べば 戰争の 反対署名は つぎつぎ埋まる」

# 自然エネルギーと電力の自由化

鶴舞総合法律事務所  
弁護士 小島 高志

熱、電気、光、音、化学、位置、原子力…、エネルギーには多様な形態がある。

16年4月から電力の小売りが自由化され、多くの企業が参入した。選択にとまどう。

原発事故の東電系や、原発再稼働の関電系、九電系はとりあえず敬遠かな。ブラック企業ワタミ系には肩入れできない。

化石燃料ではなく、自然エネルギーによる発電をウリにする会社から電力を買えば自然エネルギー利用の促進に貢献できるかも、持続可能な社会の実現に寄与できるかもと思ってみる。再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）による電力の固定価格買取制度を利用したもの（FIT電気=Feed-In-Tariff）ならいいかな。でも、広大な野原にびっしりソーラーパネルを敷き詰めるメガソーラー発電は自然破壊を起こすから避けたい。木材を利用した発電なら森林と林業の再生に役立つようにも思える。でも当地方の多数の巨大発電プロジェクト計画を基に試算してみると、これらが計画どおり発電したら東海三県の木材生産量ではまかねえず乱伐に至って森を枯渇させることになる。ある木質発電施設は安い外材を燃料にするが、東南アジアの森林を破壊して調達する木材を大量消費して「自然エネルギーでございます」なんてしたり顔をされては困惑するしかない。そもそも「木材→熱」で済むものを「木材→熱→電気→熱」として利用するのではエネルギー効率がとても悪く、省エネ理念に沿わない。

原発建設は、原発村といわれる一部の利権集団と国の政策によって、当然予測される危険や悲劇的結末を無視して推進された。いまもそうだ。現在の電力自由化制度では、各社が何を素に発電しているかを公表する義務は課せられない。公表している場合でもその内実まで説明しているところは極めて少ない。「自然エネルギー」の言葉を信じたのに実はエネルギーの無駄遣いや環境破壊に加担させられているのではないかとの危惧は残る。

少なくとも正当な選択ができるような十分な情報公開が必要だ。発電方法や配電方法について誠実な科学者の意見や消費者の意向が反映され、電気事業者をコントロールする仕組みが必要だとと思う。もともと地球にふり注ぐ太陽エネルギーや森林や大地のめぐみは人類が等しく恩恵にあずかるべきものではないか。それらから得られるエネルギーは人類の共有財産ではないか。エネルギーの生産と配分における市民主権、民主主義の確立が必要だという意見がある。同じことを私も思う。

適正な自然エネルギーの利活用法を見出し実現に移してゆく、  
これが私達の課題です。

\* 今後も隨時、エネルギー問題について書いて行きたいと思  
っています。



# そのアルバイト、ブラックバイトでは？？

鶴舞総合法律事務所

弁護士 安井 一大

大学の試験があるのに勝手にシフトを入れられてアルバイトを休めず単位を落とすなど、学生であることを尊重しないアルバイトをブラックバイトと言います。一昔前は、学生のアルバイトと言えば小遣い稼ぎ目的が多く、辞めなければ比較的容易に辞められました。しかし最近は、学費の高騰（国立大学でも年間50万円を超え、将来90万円を超える試算です）にもかかわらず奨学金の7割近くが有利子となり（平成21年度文部科学省白書より）、奨学金を利用すると将来的に重い借金を背負うことになるため、学生時代から学費や生活費を稼ぐ目的でアルバイトをせざるを得ない学生が増えています。にもかかわらず、そもそも労働者の権利について基本的な理解がないため、自分のアルバイトが違法であることに気付かない学生也非常に多いのです。平成27年11月9日には、厚生労働省が「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果について」という資料を公表するなど、ブラックバイトは厚生労働省までも注目する社会問題へと発展してきています。

私の所属しているブラックバイト弁護団では、現在アルバイトをしている大学生、学生の親や大学の教員、会社の経営者、更にはアルバイトを始める前の中学生など、幅広い対象に向けて、労働法の知識やブラックバイトへの対処法に関する出前講義を行っています。学生たちの事前事後の防衛は勿論、経営者側にも労働者の権利について理解を深めてもらい、問題を未然に防いだり、問題が発生しても迅速に解決できるような取り組みを行っています。学生でも弁護士に気軽に相談できるよう、電話やメールでの相談を受け付けています。少しでもおかしいと思ったら、気軽にご相談ください。

法律俱楽部世話人会 ミニ法律講座・テーマ「ブラックバイトとは？」

5月10日（火）PM6時30分～法律事務所会議室  
どなたでもご参加いただけます。

## 事務局短信

昨年の春に集団的自衛権行使に反対する昭和区の会が発足、当事務所が連絡先事務局になりました。私達も会の事務局として、微力ながら地域の皆さんと一緒に、スタンディング、2000万人署名、連続学習会、パレード等行動しています。

私達なりに工夫していること....

日本弁護士連合会の「安保法は憲法違反！立憲主義・民主主義を回復しましょう！」と記載されたポケットティッシュは無料です。今までに6000個を取り寄せ、会で配布しました。秋からはティッシュの中に署名用紙、返信封筒を入れ込んでいます。ティッシュの効果は大きく、街頭ではよく受け取っていただけてます。

少しでも楽しく、目立つために、戦争法はもうケッコー??にわとりの着ぐるみを着て、街頭署名、集会に参加、子供達は喜んで風船を受け取ってくれました。

楽しいこと....

学習会や集会等を通じて、高校生や大学生、若いお母さん達の皆さんとの繋がりができてきました。携帯のアドレスが若返りました。

「戦争するな！憲法壊すな！」の声をあげ続けていきたいです。

# あるDV（家庭内暴力）刑事事件～ゲニオソロシキモノハ

小野万里子法律事務所  
弁護士 小野万里子

◇国選弁護を担当したDV事件。

始動はまだ起訴されていない被疑段階からだった。「内妻Bの不倫に立腹し、思わず一発張り手をしてしまったら、110番されここにいれられた。」とアクリル板の向こうから訴えるA。Bとは居酒屋で気持ちよく飲み食いしていたが、帰宅後Bの不倫話でけんかになり、殴ってしまった。怪我はさせていない。Bも私を殴りお互いさま。不倫の分だけ向こうがより悪いのに、なぜ自分だけがブタ箱に入れられるのか。受注した仕事もこのままではキャンセルになり飯の食い上げだから早く出してくれ、と。この時点では私もBと話せば何とかなると安易に考えていた。

◇しかし、事はAが考えるほどには単純ではなかった。目の前のAは穏やかでまじめな印象だが、酒癖がよくなく、すでに居酒屋で暴れて他の客にけがを負わせた前科が複数回あった。実刑になって刑務所を出てから2年も経ていなかったので、今回傷害罪で起訴されたら最後、再び刑務所に行くしかないという切羽詰まった状況だったのだ。

◇弁護人として打てる手は限られている。Bに被害届を取り下げてもらうか示談するかしかないのだが、DVの意味をAに理解させて真摯な謝罪の意思をもってすればそれは十分に可能だろうと私は考えていた。しかし、Bは私からの再三の電話にも手紙にも一切応答することがなかった。共通の友人を通じての示談申入れも完全に拒否し、そればかりか、口腔内に切り創ができたとして傷害の診断書まで提出してきた。「どんなことがあってもAを刑務所に送る」というBの強固な意志を認めざるを得なかった。そしてBの思い通りの結果になって刑事裁判は終わった。

◇DVは許されない。「お互い殴り合った」と夫が思っていても、体力差があるから妻側のダメージは全く違う。BはAに一発殴られた時点で完全にぶち切れたのだろうな、と私は思っていた。しかし、それにしてもなぜ夫をここまで追い込まなければならぬのか、お灸を据えるというにしては強烈すぎる、という疑問が払拭できなかった。その事情が分かったのは公判終了後。差し支えがあってここに内容を書くことはできないが、同じ女性ながら「ゲニオソロシキモノハ、オンナ」と思うほかはなかった。完。

## 支え合う会♪ぴーぷる♪

昨年2月14日に発足しました支え合う会♪ぴーぷる♪も丸1年が経過しました。この間、学習会や茶話会を5回開催、支援を3件、その他、専門家への紹介等を行いました。

2年目を迎えた支え合う会♪ぴーぷる♪は、会としてはまだまだ微力ではありますが、日常の不安やお困り事がありましたら、まずはお問い合わせください。解決方法を一緒に考えましょう。



# つるま法律俱楽部会員のみなさんへ ～無料法律相談をお気軽にご利用下さい。～

本年より、会員さんが紹介された相談者の法律相談も無料になりました。

(1回限り30分)

◎相談受付 平日午前10時～午後5時

事前に必ず電話予約をお願いします。上記時間外の相談についても対応させていただきます。電話予約の際にお尋ねください。

◎電話相談 簡単で短時間の相談は電話でもお受けできます。

新システムになって以降、会員さんからの紹介の方の法律相談が増えています。

最近は、相続、交通事故、雇用（解雇）等に関する相談が多かったです。弁護士にアドバイスをうけただけで解決し、安心して帰られる方、法律俱楽部のパンフレットを読んで、その場で入会された方もおられます。

皆様のまわりに、困っていらっしゃる方がおられましたら、お気軽につるま法律俱楽部の無料法律相談をご紹介下さい。法律事務所への予約電話の際に「つるま法律俱楽部会員の○○さんからの紹介です。」と申し出でていただくようお伝え下さい。会員さんから直接ご連絡をいただいても結構です。

## 低山歩こう会

9月25日(日) 陣馬形山(長野県上伊那郡 標高1445m)

11月20日(日) 国見岳(三重県菰野町 標高1175m)



どなたでも参加いただけます。事務所まで連絡ください。詳しい案内を送ります。

## つるま法律俱楽部会費納入のお願い

今年度の会費が未納の方には、郵便局の振込用紙を同封させていただきましたので年会費3000円の納入をよろしくお願ひいたします。

尚、住所変更、退会等は連絡をお願いいたします。

お詫び(つるま法律俱楽部の会費をゆうちょ銀行口座から自動払い込みにて納入している方へ)

ゆうちょ銀行の自動払い込みシステム変更のため、次年度(2016年6月1日自動払い込み分)の会費納入は、ゆうちょ銀行の窓口で振り込みの手続きをしていただけますようお願い申し上げます。なお、「払込取扱票」は、たより次号(8月を予定)に同封いたします。ご迷惑をおかけすることになりましたことを、お詫びいたします。



〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地 エスティプラザ御器所4F

鶴舞総合法律事務所

TEL (052) 852-1220

FAX (052) 852-1227

小野万里子法律事務所

TEL (052) 852-1336

FAX (052) 858-3851